

# 令和5年度福岡地方最低賃金審議会

## 第2回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 : 令和5年9月26日(火) 13:00 ~ 14:20

2 会 場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 3人(定数3人)  
【労働者代表委員】 3人(定数3人)  
【使用者代表委員】 3人(定数3人)

### 4 主要議題

- (1) 関係資料の説明について(「福岡県賃金実態調査結果」を含む)
- (2) 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について
- (3) その他

### 5 審議内容

#### (労働者側)

他県や他産業と比べ優秀な人材を確保し、魅力ある産業としての地位向上を図るべきである。

労働者一人当たりの付加価値性(生産性)が他産業に比べ高く、公正競争の担保、取引価格に反映するためにも最賃額を着実に引上げる必要がある。

そのため引上げ額としては地賃に10パーセント上乘せした金額(941円×1.1=1,035円)との差である48円を主張する。

#### (使用者側)

コロナ禍による中国上海のロックダウン、ウクライナ戦争、自然災害増加の影響から、依然として世界的に見て北米、中国等の景気動向は不安である。生産台数の回復は見込まれるが、コロナ禍前迄には至っていない。

福岡県の輸送機械等製造業の特定最賃額は他県に比べ十分に優位性を保っていると認識している。よって当該特定最賃の引上げについては愛知県や南九州各県との賃金額のバランスが重要で慎重に審議すべきである。

エネルギー費用、原材料の高騰及びそれらの不足から、非常に厳しい状況が続いており、特に中小企業は労務価格転嫁が非常に困難である。従来は第4表を基本に改定額を主張してきたが、昨今の社会情勢の賃上げ動向、物価高の高騰は理解しており、一定の賃金引上

げは必要であると認識しているので、連合の情報である労働者 300 人以上企業規模の賃金  
引上げ率を考慮し、昨年 12 月から今年 8 月迄の消費者物価指数 3.71 パーセントに現行の  
最賃額 987 円を掛けた 37 円を引上げ額として主張する。

労使双方の主張の隔たりが大きいものの、次回以降も公労使が真摯な協議を重ねて、全会  
一致を目指すこととなった。